

北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会会則

平成24年 6月25日制定

(名称)

第1条 この会は、北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会（以下「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、北海道の青少年教育振興を目的に、北海道内において青少年への直接体験の機会を増やすべく、「体験の風をおこそう」運動を北海道全域に普及推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業等を行う。

- (1) 「体験の風をおこそう」運動事業の企画・実施に関すること。
- (2) 「体験の風をおこそう」運動事業の支援に関すること。
- (3) 広報活動、情報収集及び連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 協議会の会員は、北海道内に設置された青少年教育施設、この会の趣旨に賛同する組織、機関及び団体の職員、並びに外部有識者とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- 2 役員は、会議において会員の互選により選出する。
- 3 役員の仕事は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、会務を掌理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - (3) 監事は、会計を監査する。
- 4 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げない。
- 5 役員の仕事は、前任者の所属する団体の後任者とし、任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。但し、業務その他の理由により会員の過半数以上の招集が見込めない場合は、書面会議に換えることができる。

- 2 会議の仕事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、書面会議に換えた場合は会員の過半数を持って決する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会に専門的事項を検討し処理するため、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、会長の所属する団体内に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局業務及び会計を総括する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(会計)

第9条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、初年度を除く。

(その他)

第11条 この会を、北海道上川郡美瑛町字白金に置く。

第12条 この会の設立年月日は、平成24年6月25日とする。

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については会長がこれを定める。

附則

この会則は平成24年6月25日に制定し、平成24年7月1日から施行する。